

2018（平成30）年度事業計画

公益財団法人東京弁護士会育英財団

1. 学資金の貸与

本年度の奨学生の新規採用は7名以内とし、新規採用者への貸与金額は、3,000,000円までとする。

2. 奨学金の貸与を受ける学生の指導

本育英財団の事業の趣旨目的から鑑み、奨学生全員にアンケート形式のレポート提出を求め、奨学生にふさわしいか否かの確認を行う。

3. その他目的を達成するために必要な事業

- (1) 税額控除対象法人の証明を受けるための手続を進め、公益財団法人になったことを幅広く広報し、あわせて広く寄付金を募集し、奨学生の採用の拡大に努める。
- (2) 奨学金の返還が滞っている者に対し、返還を促し、返還が困難な者に対しては、猶予申請の制度を案内する。